

平成26年度 公益財団法人桜井市体育協会事業計画

体育・スポーツの普及と振興とともに、各種スポーツ団体の育成と体育施設の拡充を図り、もって地域のコミュニティの形成を促進し、健康で明るい市民生活の形成に寄与する。

- I 各種スポーツ団体と連携をはかりながら、生涯スポーツと競技スポーツを両輪とした、市民のスポーツ振興を図る事業、あわせて、体育施設の効果的・効率的な活用と運営を行う。

【事業の柱】

1 生涯スポーツの普及と振興に関する事業

市民が生涯の各時期に、誰でも、いつでも、いつまでも運動・スポーツに親しむことができる環境の整備と充実を図ることを目的とした事業を展開する。

2 競技スポーツの普及と振興に関する事業

競技団体や関係機関との連携のもとに指導者の養成を図り、ジュニア選手を育成強化し、さらなる競技力の向上を目指す。

〔事業内容〕

(1) 桜井新春マラソン大会

この大会は、各自の体力に応じて完走することを主目的とし、参加者相互の健康づくり・仲間づくりを図り、走る楽しさを見いだし冬季におけるスポーツの振興を推進する。あわせて、多世代の参加者が一堂に会し、切磋琢磨することで世代交流を図る。

(2) 春のウォーク

運動の基本でもある『歩く』ということを通して自らの健康への関心を高め、併せて<古><歴史・文化>をたどる。また、交流とふれあいの輪を広げるとともに健康で豊かな市民生活に寄与することを目的とする。

(3) スポーツ友好祭

体育・スポーツ関係者が一堂に会し、市民スポーツ振興にむけた情報の共有並びに意見交換の場として開催をする。

スポーツ功労者、優秀選手・団体に対する表彰を行う。

協会発展に寄与した者や優秀な競技成績を収めた者を授与内規に基づき表彰する。

(4) 友好都市スポーツ交流事業

スポーツは、それぞれの文化や生活習慣の違いを乗り越え、気軽に楽しく交流できるため、人と人との友好親善を深める方法のひとつとして実施。

(5) 健康づくり事業

体力の向上・ストレスの発散・生活習慣病の予防など、スポーツが心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果を得ていることとともに市民の運動・スポーツの必要性を認識するきっかけとすることで、健康に対する関心を高めることを目的とし、健康長寿社会の実現を目指す。

「健康フェスティバル」の開催

- 体力年齢測定（握力・全身反応・長座位体前屈・閉眼片足立）
- 骨密度測定
- 健康エクササイズの体験

(6) 運動・スポーツの啓発及び広報・調査事業

事業及び活動状況を広く周知するため、ホームページや管理する体育施設を活用し広報活動に努める。

ホームページによる情報発信

機関誌「ふれあい」の発行

資料収集と調査研究

(7) 競技団体による競技会等の開催

(8) ジュニアスポーツ教室への指導者派遣

生涯にわたって安全に運動・スポーツを実施できるための基礎技能の習得に重点を置き指導するとともに、心身の健全育成を図る。

柔道・剣道・バドミントン・卓球・ラグビー・空手道・少林寺拳法
・レスリング

(9) スポーツ少年団の育成支援

(10) スポーツクラブの拡充

競技スポーツの普及並びに競技力向上を図る。

柔道・剣道・バドミントン・バレーボール・ソフトバレーボール・
卓球・ソフトテニス・テニス・アーチェリー・空手道・少林寺拳法
・グラウンドゴルフ・トリム体操・太極拳

(11) 奈良県民体育大会参加事業

桜井市からの委託事業

(12) 全国大会等出場選手奨励事業

選手又は団体に奨励金を交付

優秀選手・団体に対する表彰

優秀な競技成績を収めた者を授与内規に基づき表彰する。

(13) 友好都市スポーツ交流

【熊野市】寿野球

軟式野球は、多くの人たちに愛され親しまれている競技の一つで、民間レベルの交流を積極的に推進することを目的とし、スポーツを通じた地域社会の健全な発展に寄与する。

(14) 地域スポーツ振興事業

各地域の総合型スポーツクラブへの支援

各地域スポーツの振興

各地域のスポーツ活動を通じて、住民の健康づくり、体力づくり仲間づくりを推進し地域コミュニティの充実を図る。

- 学校体育施設開放事業の推進
- 社会体育振興事業（軽スポーツと踊りの夕べ）の実施
- (15) スポーツ指導者の育成事業
 - 指導者研修会等の実施
 - 多様なニーズや目的にたいして、「楽しく、安全に、正しく」指導できる指導者を養成する。
 - 事故に対応できる技術の習得（救急救命講習等）
 - 軽スポーツ講習会の実施
 - 継続的に運動・スポーツに親しむことができるニュースポーツの紹介並びに体験会をおこなう。

3 体育 スポーツの活用と効率的な管理運営に関する事業

体育施設を活用した各種事業と管理運営

(1) 指定施設管理事業

桜井市より指定管理者として指定を受けた体育施設について、桜井市体育施設条例等を遵守し、各施設の効率的な管理運営に努め、利用者の満足度を高めることにより、スポーツ人口の拡充を図る。

また、体育施設を活用し実施する事業を通じて市民に広く開放し、市民スポーツの振興に寄与する。

| | |
|----------|------------|
| 芝運動公園運動場 | 芝運動公園総合体育館 |
| 芝運動公園庭球場 | 芝運動公園市民プール |
| 桜井市民体育館 | 桜井市ゲートボール場 |
| 上之郷体育館 | 上之郷運動場 |

(2) 指定運営事業

管理運営業務とスポーツ振興のソフト事業を一体的に行い、市民がスポーツに参画できる機会の提供に努める。

- 各種市民体育大会等の開催
- ウォーキングフェスティバルの開催
- 市民体育祭の競技運営
- 各種ジュニアスポーツ教室の開催
- 子ども駅伝大会の競技運営

4 組織体制の強化事業

(1) 専門委員会及び専門部活動の充実

- 総務委員会
- 指導者養成部・総合型クラブ推進部・施設部

(2) 加盟団体の育成支援と相互の連携・協働の推進

- 補助金の交付
 - 加盟団体の継続的かつ安定的に活動できるよう運営に対して助成を行う。

(3) 行政及び関係諸団体との連携

II 芝運動公園スポーツクラブ事業

スポーツ人口の拡充を目指し、指定管理する体育施設を効果的に活用し、子どもから高齢者までが生涯にわたって、それぞれのライフステージのなかで、それぞれの目的にあわせ運動スポーツを楽しみ、継続することができる機会と場所を提供し、生涯スポーツを推進するとともに地域社会の健全な発展に努める。

- 1 ジュニアを対象とした運動・スポーツの基礎づくり
- 2 心身のリフレッシュや健康の保持増進やコミュニケーションづくりを目的とし、体を動かす楽しさを体感できること。
- 3 競技スポーツの初心者の育成

〔開催教室〕

| 対象者 | 教室数 | 対象者 | 教室数 |
|------------------|-----|---------------------|-----|
| キ ッ ズ (4・5歳児) | 3 | ジュニア (小・中学生) | 10 |
| 初心者コース (一般) | 6 | 親子体操 (2・3歳児と保護者) | 2 |
| 一般 | 9 | ※各教室共、8月は休み | |

クラブ合同発表会 1回(3月) 器械体操発表会 1回(3月)

サッカー交流大会 1回(7月)

III 収益事業

施設利用者利便性向上事業

体育施設利用者への水分補給を促すため、体育施設への自動販売機の設置。

スポーツ用具の販売・その他の物品販売